



兵庫県 SDGs 月間推進事業補助金 募集要項



【募集期間】令和7年6月24日（火）～7月23日（水）
8月 8日（金）

兵庫県企画部 SDGs 推進課

1 趣旨・概要

本県では、SDGsに対する意識の向上と実践を促進するため、SDGs関連イベントを集中的に開催する「ひょうごSDGs月間」（以下、「SDGs月間」という。）を令和7年10月1日（水）～31日（金）に実施します。

SDGs月間の実施にあたり、県内の企業や団体、教育機関等における積極的なSDGsの取組を促進するため、SDGs月間（10月）及びその周辺期間に実施するSDGsの普及啓発に資する先導的な取組を支援します。

2 対象団体

補助を受けることができる団体は、ひょうごSDGs Hub会員（※）のうち、県内で活動を行っている又は今後行う予定がある企業、団体・グループとします。

※現在未加入の団体は、以下のフォームから申請ください（すぐに登録可）

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1661244405215>

3 補助対象事業

対象団体がSDGs月間（10月）及びその周辺期間に県内で実施する、SDGsの普及啓発・情報発信に資する先導的な事業（県または県の外郭団体から補助等を受けている事業を除く）とします。

なお、SDGs月間（10月）には、取組の情報発信やSDGs月間の周知などの普及啓発活動を必ず行っていただきます。

【補助対象事業の例】

- ・廃生地や海岸ごみを活用したワークショップの開催
- ・海岸清掃や生物観察など海の豊かさを学び体感するイベントの開催
- ・フードドライブの実施
- ・車いすでバリアフリーについて学ぶ体験学習の実施

※商品やサービスのPRなど営業目的と思われる活動は補助対象外です。

4 補助金額

(1)補助率：補助対象経費の2分の1

(2)補助限度額：1団体（1事業）につき最大15万円

※補助申請額に千円未満の端数がある場合は切り捨てること

(3)交付事業数：5事業（予定）

※審査の結果、不採択や補助金額の減額等もあり

5 補助対象期間（経費支出等の対象期間）

交付決定日（※）～令和8年1月31日（土）

※申請時に事前着手届を提出している場合は、当該届出に記載の着手年月日から

【注意事項】

- ・10～11月に開催するイベントの事前準備のために、9月上旬に消耗品を購入する予定であれば、事業着手予定日は9月上旬としてください。
- ・10～11月に開催するイベントの事後処理で、講師への謝金を12月末に支払う予定である場合は、事業完了予定日は12月末としてください。

6 補助対象経費

費目	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	・外部講師・従事者への謝金	・人件費
旅費	・講師交通費 ・活動に要するスタッフの交通費	・移動に供した自家用車等にかかる経費 (ガソリン代等)
印刷製本費	・チラシ等広報宣伝物の作成・印刷、 コピー代等	
広告宣伝費	・新聞掲載料 ・折り込み広告料等	
消耗品費	・事務用品 ・原材料費等	・食糧費 ・備品購入費(耐用年数が概ね1年以上のもの)
通信運搬費	・郵送費 ・切手、はがき代等	
保険料	・ボランティア保険等の活動上必要となる保険料	
委託料	・団体では実施が困難な作業(会場設営、機器運搬)等の委託費	
使用料	・会場使用料 ・機材借上費等	
その他	・上記以外の経費で知事が適当と認めるもの	・団体運営に係る経費 ・他の活動に係る経費等事業実施に直接関係しない経費 ・消費税及び地方消費税(課税事業者のみ) ・その他知事が不適当又は不必要と認める経費

※ 国や市町等から補助を受けている事業は、その補助金の額を補助対象経費から控除してください。

※ その他、定めのない経費の支出については、個別に審査します。

7 申請方法

申請を希望する団体は、県HP(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk61/sdgsweek_hozyo.html)から様式類をダウンロードの上、期日までに以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書(様式第1号)【全団体必須】
- イ 兵庫県SDGs月間推進事業計画書(別紙1)【全団体必須】
- ウ 消費税の申告及び納税等の状況報告書【全団体必須】
- エ 債権者登録書(過去に県に対して提出済みの場合は不要)
- オ 事前着手届(8月下旬頃の交付決定日までに事業着手が必要な場合のみ)
※申請時に事前着手届の提出がなければ、交付決定日(8月下旬頃)よりも前に支出した経費は補助対象外となります。
- カ その他必要書類(団体概要書類、事業内容がわかる企画書等)

- (2) 提出締切 令和7年7月23日（水）～令和7年8月8日（金）17時必着
募集期間を延長します。
- (3) 提出方法 事務局（sdgs@pref.hyogo.lg.jp）宛てにメールで提出
- (4) 問合せ先 兵庫県企画部 SDGs 推進課公民連携班 電話：078-362-3579

8 補助事業者の決定

7で提出いただいた書類を基に、審査委員会にて審査・選考の上、補助事業者を決定します（※）。

- (1) 審査方法 書面による審査
- (2) 結果通知 8月下旬頃、補助の可否及び補助金額について文書で通知します。
- (3) 審査基準

審査項目	詳細
趣旨理解	SDGs の普及啓発に資する企画であるか
波及性	取組内容を広く発信できるか、外部への波及効果が期待できるか
新規性・独自性	創意工夫がなされ、地域の状況や課題に即した独自の取組であるか
継続性	補助終了後も継続が期待できる企画であるか
経費の妥当性	経費の積算が妥当であり、費用対効果を考慮し、節減努力が見られるか

※ 応募多数の場合は、審査委員会開催前に事務局による一次審査（書面審査）を実施します。

9 実績報告

下記期日までに、実績報告書類を提出してください。

- (1) 提出書類
- ア 補助事業実績報告書（様式第8号）
 - イ 兵庫県SDGs月間推進事業実績報告書（別紙2）
 - ウ 事業内容が分かる資料（パンフレット、写真等）
 - エ 証拠書類整理表
 - オ 領収書（写し）

【注意事項】

- ・団体職員が先払いを行った場合、団体から職員へ支払いを行ったことがわかる書類を提出してください。
- ・クレジットカード払いの場合、事業完了日までに引き落としを完了させてください。
また、引落日の分かる明細書も提出してください。

- (2) 提出締切 事業完了後30日以内又は令和8年2月13日（金）のいずれか早い日
※提出期限までに報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 提出方法 事務局（sdgs@pref.hyogo.lg.jp）宛てにメールで提出

10 補助金の交付

実績報告提出後、補助金額が確定しましたら、事務局から補助金額確定の連絡を行いますので、請求書を提出してください。

- (1) 提出書類 補助金請求書（様式第10号）
- (2) 提出方法 事務局（sdgs@pref.hyogo.lg.jp）宛てにメールで提出

11 その他（事業内容の変更・中止等）

補助事業として交付決定を受けた事業内容を変更（中止）しようとする場合や、事業が予定期間に完了する見込みがない場合等は、速やかに関係書類を添えて県の承認を得る必要があります。

(1) 提出書類

- ア 内容変更の場合 補助金変更交付申請書（様式第3号）、
兵庫県 SDGs 月間推進事業計画書（別紙1）
イ 中止の場合 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
ウ 予定期間に完了できない場合 補助事業遂行困難状況報告書（様式第7号）

(2) 提出方法 事務局（sdgs@pref.hyogo.lg.jp）宛てにメールで提出

12 全体の流れ（予定）

① 申請書の提出	令和7年6月24日（火）～7月23日（水）～8月8日（金）
②審査・選考（書面審査）	// 8月中旬
③結果通知（交付決定）	// 8月下旬頃
④事業実施	隨時
⑤実績報告	事業終了後30日以内又は令和8年2月13日（金）のいずれか早い日まで
⑥補助金額の確定	
⑦請求書の提出、精算	

…申請者が実施する部分

お問合せ先（事務局）

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1（県庁2号館3階）

兵庫県企画部 SDGs 推進課公民連携班

TEL：078-362-3579 FAX：078-362-3993

E-mail：sdgs@pref.hyogo.lg.jp

ご質問等ございましたら、できる限りメールでお問合せいただきますようお願いします。